

憲法関係答弁例集 (第9条・憲法解釈関係)

8-A 「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所における支援活動（一体化しない類型）

(1) 我が国が他国の軍隊に対してする支援活動については、当該軍隊の目的・任務が武力の行使を伴うものであれば全て許されないというわけではなく、当該軍隊の武力の行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、当該軍隊の武力の行使と一体とならないようなものは憲法上許されると解される。

我が国の支援活動が、他国の武力の行使と一体化するか
の判断については、従来から、①戦闘活動が行われている、
又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所
との地理的關係、②当該行動等の具体的内容、③他国の武
力の行使の任に当たる者との關係の密接性、④協力しよう
とする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘察し
て、個々に判断するとしている。

(2) このような考え方を基本とした上で、自衛隊が支援活動を実施する都度、一体化するか否かの判断をするということとは実際的ではないことから、平成11年の周辺事態安全確保法においては「後方地域」(注1)、平成13年のテロ特措法、平成15年のイラク特措法及び平成20年の補給支援法においては、同様のいわゆる「非戦闘地域」(注2)という要件を定め、そこで実施する補給、輸送等の支援活動については、類型的に、他国の武力の行使と一体化するものではないと整理してきたところである。

(注1) 「後方地域」とは、我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲をいう。

(注2) 「非戦闘地域」とは、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域の通称である。

(3) その後、自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態、実務上のニーズの変化等を踏まえ、支援活動の実施、運用の柔軟性を確保する観点から、自衛隊が支援活動を円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すること(注)を前提に、自衛隊の安全を確保するための仕組みとは区別して、憲法上の要請である一体化を回避するための類型としての要件を再整理した。

すなわち、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全
を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第6
0号)及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施す
る諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
(平成27年法律第77号)においては、一体化を回避す
るための仕組みとしては、「現に戦闘行為が行われている
現場」では支援活動を実施しないこと、仮に、状況変化に
より、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘
行為が行われている現場」となる場合には、直ちにそこで
実施している活動を休止又は中断することを要件としてい
る。

(注) 防衛大臣は、自衛隊の部隊等が後方支援活動等を円滑かつ安全に実施すること

ができるように当該後方支援活動等を実施する区域を指定するものとされている
(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
第6条第3項及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍
隊等に対する協力支援活動等に関する法律第7条第3項)とて、この区域を現
際に指定するに当たっては、現に戦闘行為が行われておらず、自衛隊の部隊等が
現実には後方支援活動等を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場
所を指定することとしている。

(4) その考え方は、協力をしようとする相手が現に戦闘行為を行っているものでないという④の相手の活動の現況を中心として、そうであるならば、①の地理的關係においても、戦闘行為が行われている場所と一線を画する場所で行うものであることに変わりはなく、また、②の支援活動の具体的な内容(注1)については補給、輸送といった戦闘行為とは明確に区別することができる異質の活動であり、③の關係の密接性についても、自衛隊は、他国の軍隊の指揮命令を受けてそれに組み込まれるというものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであって、これまでと同様であることから、全体として一体化を回避するための仕組み・担保としては十分であると考えられることである(注2)。

(注1) 従来、他国の軍隊に対する我が国の支援活動として、弾薬の提供及び発達準備中の航空機に対する給油等を行うことについてはニーズがなく、それらの活動が他国の武力の行使と一体化するかにについて判断していなかったところである。

しかしながら、その後、上記のとおり一体化を回避するための要件の再整理をするのに併せて、それらの活動のニーズがあるということを前提として、改めて慎重に検討した結果、それらの活動についても、現に戦闘行為が行われている場では支援活動を実施しないという上記の一体化回避の枠組み、すなわちそのような類型が適用できると判断し、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実

施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律においては、それらの活動を実施することとした。

(注2) 自衛隊の部隊等が捜索救助活動を実施している場合に、当該捜索救助活動を実施している場所において戦闘行為が行われるに至り、当該場所が「現に戦闘行為が行われている現場」になつたとしても、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る捜索救助活動を継続することができるとされている。

このように「現に戦闘行為が行われている現場」において捜索救助活動を継続することができるとされているのは、そもそも捜索救助活動というのは、他国の戦闘行為を支援するためのものではなくて、人命救助を目的に人的見地から敵味方の区別なく実施されるものであり、「現に戦闘行為が行われている現場」において捜索救助活動を継続したとしても、他国の武力の行使と一体化することはない、憲法第9条の禁じる「武力の行使」をしたとの法的評価を受けることはいからである。

首相官邸ホームページより

平成 29 年 4 月 7 日「シリア情勢についての会見」

安倍首相

「化学兵器の拡散と使用は絶対に許さないと米国政府の決意を日本政府は支持いたします。・・・今回の米国の行動はこれ以上の事態の深刻化を防ぐための措置と理解しています。」

外務省ホームページより

平成 29 年 4 月 9 日「日米首脳電話会談」

「両首脳は、地域情勢について意見交換を行いました。シリアに関し安倍総理からは、我が国は、化学兵器の拡散と使用を抑止するために責任を果たそうとする米国の決意を支持する、同盟国と世界の平和と安全に対するトランプ大統領の強いコミットメントを高く評価する、引き続き緊密に連携していきたい旨発言しました。」

The White House ホームページより

2017 年 4 月 9 日付

“Readout of President Donald J. Trump’s Call with Prime Minister Shinzo Abe of Japan”

“President Trump thanked Prime Minister Abe for his support for the United States missile strikes in Syria, and the two leaders pledged to show continued resolve in response to al-Assad’s brutal actions. President Trump and Prime Minister Abe also agreed to further cooperation on a range of regional issues, including the threat posed by North Korea.”

平成 29 年 2 月 14 日 衆議院予算委員会会議録より抜粋

○安倍内閣総理大臣 ……ちなみに、申し添えれば、サンクトペテルブルグでオバマ大統領から、シリアを空爆するから支持してもらいたいと私は言われました。そのときには、化学兵器を使ったという証拠を見せてくださいということを申し上げた。米国側は非常に不愉快だったと思います。首脳会談では私は支持するということは言わなかったんです。向こう側は、それはなかなかナショナルセキュリティーにかかわることだから示さない。示せないのであればイラクの経験がありますから国民に説明できませんよという話をしたら、最終的には実はいわば、初めてと言ってもいいと思うんですが、ハードエビデンスを我々に示したので、私は支持すると。結果として空爆はしませんでしたけれどもね。

平成 29 年 3 月 28 日 参議院決算委員会会議録より抜粋

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これ、一緒にするなおっしゃっていますが、これを、そんなことはなかったと辻元議員はこれは言わば真っ向から否定しているわけでありまして、これも証明しなければいけないということになるわけでありまして、ここは、そうしたことがないと言っている人に対して、あると言っている人が証明しなければならぬわけでありまして、たった二人っきりで渡した渡さないとすれば、こちらは渡していないということについては証明のしようがないというのは、これは常識、言わば悪魔の証明と言われているわけでありまして、彼らが出してきた、言わば彼らが出してきたものが果たして本当だったかということについては、これはしっかりと検証されるべきだろうと、このように思っております。

平成 27 年 9 月 14 日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委委員会会議録より抜粋

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 当時のフセイン政権が累次にわたる国連決議に反していたということでございます。そして、かつて大量破壊兵器を使った、使用したという実績があったわけでございます。そして、それを持っていない、造っていないということを証明できるにもかかわらずその証明を行わなかったという中において、我々はこの米国の武力行使を支持したということでございます。

○福島みずほ君 大量破壊兵器はありませんでしたね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） しかし、フセイン政権が大量破壊兵器について、これは保持をしていない、あるいは作製をしていないということを証明できるにもかかわらず、証明しなかったということでございます。